

国自整第210号の3

令和4年12月26日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る  
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第210号  
令和4年12月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る  
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第210号の2  
令和4年12月26日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る  
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、了知願います。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」  
 (令和4年5月20日国自整第52号)の一部を改正する通達 新旧対照表

令和4年5月20日付け国自整第52号  
 改正 令和4年12月26日付け国自整第210号

新	旧
<p>特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用</p> <p>局長通達第5条～局長通達第8条 (略)</p> <p><u>局長通達第11条 (削除)</u></p>	<p>特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用</p> <p>局長通達第5条～局長通達第8条 (略)</p> <p><u>局長通達第11条</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書(別記様式3)に申請年月日、申請者名、配付希望枚数等の必要事項を記入し、委託を受けた運輸支局長に提出しなければならない。その際、委託書の写し及び検査標章授受出納簿(事業者用)の写し(初回申請時を除く)を提示するものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局長に提出しなければならない。</u></li> <li>・ <u>特定記録等事務代行者は、検査標章を受領した場合は、検査標章配付申請書兼受領書(別記様式)の受領者氏名欄に記名しなければならない。特定記録等事務責任者は、受領した検査標章の数量等を確認し、検査標章授受出納簿(事業者用)(別記様式4)に必要事項を記入したうえで、事業場において紛失、盗難等がないように厳重に保管しなければならない。</u></li> <li>・ <u>運輸支局長は、検査標章を特定記録等事務代行者に配付する際は、次に掲げる確認等を行うこととする。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 <u>特定記録等事務代行者から提出された検査標章配付申請書兼受領書に記載の不備等がないか確認すること。</u></li> <li>二 <u>希望枚数算出根拠が適切であるかを確認し、希望枚数を配付すること。希望枚数算出根拠が不適切であることが判明したときは、配付しないものとする。この場合において、希望枚数が当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の継続検査業務量に1.1を乗じた値(100未満切り上げ)を超える場合(直近3ヶ月の間に複数回申請があった場合は、その配付枚数を含めて判断するものとする。)は、希望枚数</u></li> </ol> </li> </ul>

算出根拠が不適切であるものとして補正を求めるものとする。なお、前年度の実績が無い場合や事業規模の変更等により、業務量の変化が見込まれる場合等は、使用予測枚数及びその理由を記載させるものとする。検査標章を配付する枚数は、在庫状況や申請者の残枚数を考慮し、調整することができる。

### 三 検査標章授受出納簿（運輸支局用）（別記様式5）に必要事項を記入すること。

- ・ 運輸支局長は、自動車検査登録事務所において検査標章を特定記録等事務代行者に配付することを妨げないものとする。この場合、配付の申請を行う特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書を施行規則第49条の4第1項第1号の申請を行う自動車検査登録事務所1か所に提出しなければならない。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する自動車検査登録事務所に提出しなければならない。
- ・ 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失したときは、直ちに、その年月日、枚数及び理由その他必要事項を検査標章紛失届出書（別記様式6）に記入し、特定記録等事務の委託を受けた運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者にあっては、軽自動車検査協会に届け出なければならない。
- ・ 特定記録等事務代行者は、き損した検査標章を検査標章授受出納簿（事業者用）とともに保存し、印刷前の検査標章で不良のものがあつた場合は運輸支局長に返納しなければならない。
- ・ 運輸支局長は、提出があつた検査標章配付申請書兼受領書を提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。
- ・ 運輸支局長は、返納された検査標章を確認し、同様の不良の形態が頻発している場合は本省に報告することとする。なお、本省に報告する必要がないと判断した検査標章については、運輸支局において適切に廃棄するものとする。

局長通達第12条（削除）

### 局長通達第12条

- ・ 運輸支局長は、「自動車検査業務実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け自車第880号）」別添「自動車検査業務実施要領」6-1に規定されている検査標章授受出納簿以外に特定記録等事務代行者に係る検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、検査標章の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

- ・ 運輸支局長は、自動車検査登録事務所に対し、前項に規定する方法により記録させ、検査標章納入予定月の前月10日までに出納状況を報告させるものとする。
- ・ 運輸支局長は、返納された検査標章の枚数を検査標章授受出納簿（運輸支局用）に記入すること。
- ・ 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に、検査標章授受出納簿（事業者用）を作成させ、検査標章の出納状況を明らかにさせることとし、作成に当たっては、受入れ、交付、き損、紛失等出納事由を明らかにさせるものとする。
- ・ 特定記録等事務代行者は、作成した検査標章授受出納簿（事業者用）を記録した日の属する年度の翌々年度の末日まで保存しなければならない。

#### 局長通達第13条

- ・ 運輸支局長は、令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記様式7の報告様式に記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。  
また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式7により報告するものとする。
- ・ 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。
- ・ 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、本省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるように所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリを使用できるように本省において所要の作業を行う。

#### 局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までに別記様式8により申請を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第5条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し変更承認書（別記様式9）を交付するものとする。

#### 局長通達第13条

- ・ 運輸支局長は、令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記様式3の報告様式に記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。  
また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式3により報告するものとする。
- ・ 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。
- ・ 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、本省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるように所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリを使用できるように本省において所要の作業を行う。

#### 局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までに別記様式4により申請を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第5条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し変更承認書（別記様式5）を交付するものとする。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式4により届出を行うものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式6により届出を行うものとする。

(添付資料1)～(添付資料2) (略)

(別記様式1)～(別記様式2) (略)

(削除)

(別記様式3)

(別記様式4)

(別記様式5)

(別記様式6)

(附則)

本改正規定は、令和4年12月27日から施行する。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式8により届出を行うものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式10により届出を行うものとする。

(添付資料1)～(添付資料2) (略)

(別記様式1)～(別記様式2) (略)

(別記様式3)～(別記様式6)

(別記様式7)

(別記様式8)

(別記様式9)

(別記様式10)